

千曲市告示第19号

千曲市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月5日

千曲市長 小川 修一

千曲市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年千曲市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

第5条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第6条第1項第1号イを次のように改める。

イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第6条第1項第2号イを次のように改める。

イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第6条第1項第3号イを次のように改める。

イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

様式第1号中

「

⑩申請者と生計を一にする子の氏名等 (注10参照)	フリガナ	生年	年 月 日
		月日	(歳)
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する ・ しない		
※児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 担当者職氏名 (印)		

※福祉事務所長の意見

」を

※福祉事務所長の意見

」に、

1 支給の対象となるのは、次の要件を全て満たす方です。

- (1) ひとり親家庭の母又は父及びひとり親家庭の児童であること。
- (2) 高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者などすでに大学入学資格を取得している者でないこと。
- (3) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
- (4) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められるもの。

」を

1 支給の対象となるのは、次の要件を全て満たす方です。

- (1) ひとり親家庭の母又は父及びひとり親家庭の児童であること。
- (2) 高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者などすでに大学入学資格を取得している者でないこと。
- (3) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められるもの。

」に、

10 「㊦申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

- (1) 現に扶養する 20 歳未満の児童との関係が、母復は父でない。
- (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。

((※)民法(明治 29 年法律第 89 号)上の婚姻をいう。)

11 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

- この申請書には、次の書類を添付してください。
- 1 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - 2 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年度の額とする。)の所得についての市長の証明書

」を

「

- この申請書には、次の書類を添付してください。
- 1 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - 2 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

」に

改める。

様式第3号中

「

	口座名義 (フリガナ)		
⑩申請者と生計を一にする子の氏名等 (注7参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する ・ しない		
※児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 担当者職氏名 ㊟		
(備 考)			

※欄は記入しないでください。

」を

「

	口座名義 (フリガナ)
(備 考)	

」に、

「

- 7 「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父でない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。
((※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)
- 8 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当担当者が確認の上記入押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

○ 受講開始時給付金の支給申請の際には、次の書類を添付してください。

- 1 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- 2 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は当該申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年度の額とする。)の所得についての市長の証明書
- 3 受講対象講座指定通知書
- 4 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

○ 合格時給付金の支給申請の際には、次の書類を添付してください。

- 1 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- 2 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年度の額とする。)の所得についての市長の証明書
- 3 受講対象講座指定通知書
- 4 文部科学省が発行する合格証書の写し

」を

「

○ 受講開始時給付金の支給申請の際には、次の書類を添付してください。

- 1 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- 2 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 3 受講対象講座指定通知書
- 4 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

○ 合格時給付金の支給申請の際には、次の書類を添付してください。

- 1 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- 2 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 3 受講対象講座指定通知書
- 4 文部科学省が発行する合格証書の写し

」に

改める。

附 則

この告示は、令和7年2月5日から施行する。